

堺市感染症発生動向調査事業資料

[令和4（2022）年版]

資料 令和4年堺市感染症発生動向調査事業報告

資料1－1 令和4年全数把握感染症（一類～五類及び指定感染症）の報告数

資料1－2 令和4年定点把握感染症疾患別・週別の報告数

資料1－3 定点把握感染症における過去5年間との比較グラフ

資料1－4 令和4年定点把握感染症疾患別・月別の報告数

資料1－5 令和4年感染症発生動向調査 ウィルス検査情報

資料1－6 令和4年感染症発生動向調査 細菌検査情報

参考資料1 堺市感染症発生動向調査事業実施要綱

参考資料2 堺市感染症発生動向調査委員会規則

参考資料3 委員名簿

参考資料4 堺市内感染症発生動向調査指定届出機関一覧

堺市衛生研究所
(堺市感染症情報センター)

令和4年全数把握感染症（一類～五類及び指定感染症）の報告数

感染症類型	疾 患 名	堺 市	大 阪	全 国
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱			
二類感染症	急性灰白髄炎			
	結核	119	519	10,235
	ジフテリア			
	重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）			
	中東呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る）			
	鳥インフルエンザ（H5N1）			
三類感染症	鳥インフルエンザ（H7N9）			
	コレラ			1
	細菌性赤痢		4	16
	腸管出血性大腸菌感染症	13	209	3,370
	腸チフス			16
四類感染症	パラチフス			10
	E型肝炎		7	435
	ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む）			
	A型肝炎	6		69
	エキノコックス症	1		28
	エムポツクス			7
	黄熱			
	オウム病	2		12
	オムスク出血熱			
	回帰熱			25
	キャサヌル森林病			
	Q熱			
	狂犬病			
	コクシジオイデス症			2
	ジカウイルス感染症			
	重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）	1		118
	腎症候性出血熱			
	西部ウマ脳炎			
	ダニ媒介脳炎			
	炭疽			
	チケングニア熱			5
	つつが虫病	2		492
	デング熱	14		98
	東部ウマ脳炎			
	鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9を除く。）			
	ニパウイルス感染症			
	日本紅斑熱	8		457
	日本脳炎			5
	ハンタウイルス肺症候群			
	Bウイルス病			
	鼻疽			
	ブルセラ症			1
	ベネズエラウマ脳炎			
	ヘンドラウイルス感染症			
	発しんチフス			
	ボツリヌス症			1
	マラリア	3		31
	野兎病			
	ライム病			14
	リッサウイルス感染症			
	リフトバレー熱			
	類鼻疽			2
	レジオネラ症	11	110	2,143
	レプトスピラ症			38
	ロッキー山紅斑熱			

感染症類型	疾 患 名	堺 市	大 阪 府	全 国
五類感染症	アメーバ赤痢	6	43	533
	ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）		15	211
	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	17	159	2,015
	急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）		1	41
	急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）	4	16	399
	クリプトスピリジウム症			7
	クロイツフェルト・ヤコブ病	1	17	172
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	6	38	708
	後天性免疫不全症候群	4	93	893
	ジアルジア症	1	1	32
	侵襲性インフルエンザ菌感染症		15	211
	侵襲性髄膜炎菌感染症		1	8
	侵襲性肺炎球菌感染症	12	108	1,347
	水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）	2	16	327
	先天性風しん症候群			
	梅毒	83	1,818	13,221
	播種性クリプトコックス症	1	5	159
	破傷風		3	96
	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症			
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	1	18	133
	百日咳		28	491
	風しん		1	15
	麻しん			6
	薬剤耐性アシнетバクター感染症		1	13
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ			
	再興型インフルエンザ			

報告数は、NESID（感染症サーベイランスシステム）年報確定値（令和5年10月30日集計分）による。

但し、結核の報告数は結核予防会結核研究所における報告数（新登録結核患者数）から引用。

(参考) 5年間の全数把握感染症（一類～五類及び指定感染症）の報告数

感染症類型	疾 患 名	R4	R3	R2	R1	H30
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱					
二類感染症	急性灰白髄炎					
	結核*	119	119	134	154	156
	ジフテリア					
	重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）					
	中東呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）					
	鳥インフルエンザ（H5N1）					
三類感染症	鳥インフルエンザ（H7N9）					
	コレラ					
	細菌性赤痢					3
	腸管出血性大腸菌感染症	13	39	16	6	12
	腸チフス			1	1	
四類感染症	バラチフス					
	E型肝炎					
	ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む。）					
	A型肝炎				1	1
	エキノコックス症					
	エムポックス					
	黄熱					
	オウム病					
	オムスク出血熱					
	回帰熱					
	キャサナル森林病					
	Q熱					
	狂犬病					
	コクシジオイデス症					1
	ジカウイルス感染症					
	重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）					
	腎症候性出血熱					
	西部ウマ脳炎					
	ダニ媒介脳炎					
	炭疽					
	チケンギニア熱					
	つつが虫病					
	デング熱					2
	東部ウマ脳炎					
	鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9を除く。）					
	ニパウイルス感染症					
	日本紅斑熱					
	日本脳炎					
	ハンタウイルス肺症候群					
	Bウイルス病					
	鼻疽					
	ブルセラ症					
	ベネズエラウマ脳炎					
	ヘンドラウイルス感染症					
	発しんチフス					
	ボツリヌス症					
	マラリア					
	野兎病					
	ライム病					1
	リッサウイルス感染症					
	リフトバレー熱					
	類鼻疽					
	レジオネラ症	11	13	15	16	13
	レプトスピラ症					
	ロッキー山紅斑熱					

感染症類型	疾 患 名	R4	R3	R2	R1	H30
五類感染症	アメーバ赤痢	6	1	5	6	4
	ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）		2	5		
	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	17	22	31	32	51
	急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）					
	急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）	4		2	6	3
	クリプトスピリジウム症					
	クロイツフェルト・ヤコブ病	1				
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	6	5	7	4	4
	後天性免疫不全症候群	4	3	5	7	4
	ジアルジア症	1		1	1	
	侵襲性インフルエンザ菌感染症			2	2	9
	侵襲性髄膜炎菌感染症			1	1	1
	侵襲性肺炎球菌感染症	12	4	18	41	33
	水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）	2	2	1	1	1
	先天性風しん症候群					
	梅毒	83	45	34	43	58
	播種性クリプトコックス症	1	1	3		
	破傷風					1
	バンコマイシン耐性黄色フドウ球菌感染症					
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	1	1	1	2	2
	百日咳		3	7	78	35
	風しん			2	7	7
	麻しん				12	
	薬剤耐性アシнетバクター感染症					
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ					
	再興型インフルエンザ					

・報告数は、NESID（感染症サーベイランスシステム）年報確定値（令和5年10月30日集計分）による。

*結核の報告数は、結核予防会結核研究所における報告数（新登録結核患者数）による。

令和4年定点把握感染症疾患別・週別の報告数

資料1－2

定点	疾患別 / 週別	1週	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
インフルエンザ (29)		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小児科 (19)	R.Sウイルス感染症	2	1	7	9	7	3	1	3	1	2	0	2	1	0	1	8	4	0	3
	咽頭結膜熱	1	2	0	2	2	1	1	2	2	0	1	1	2	2	4	8	4	4	8
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	0	2	6	1	1	3	2	0	7	1	1	6	1	4	6	4	2	3	11
	感染性胃腸炎	85	121	156	125	76	53	48	43	46	36	34	24	36	27	40	47	41	39	61
	水痘	1	1	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0	0	3	1	1	0	0	2
	手足口病	7	4	7	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	1	0
	伝染性紅斑	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	1	0	0
	突発性発しん	6	2	6	0	2	2	1	1	1	3	5	2	2	4	1	8	3	7	3
	ヘルパンギーナ	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1
	流行性耳下腺炎	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2	1	1
	眼科 (5)	急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	流行性角結膜炎	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0
	基幹 (2)	細菌性齶膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無菌性齶膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0
	マイコプラズマ肺炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	クラミジア肺炎(オウム病を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	感染性胃腸炎(ロタウイルス)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

()内、定点医療機関数

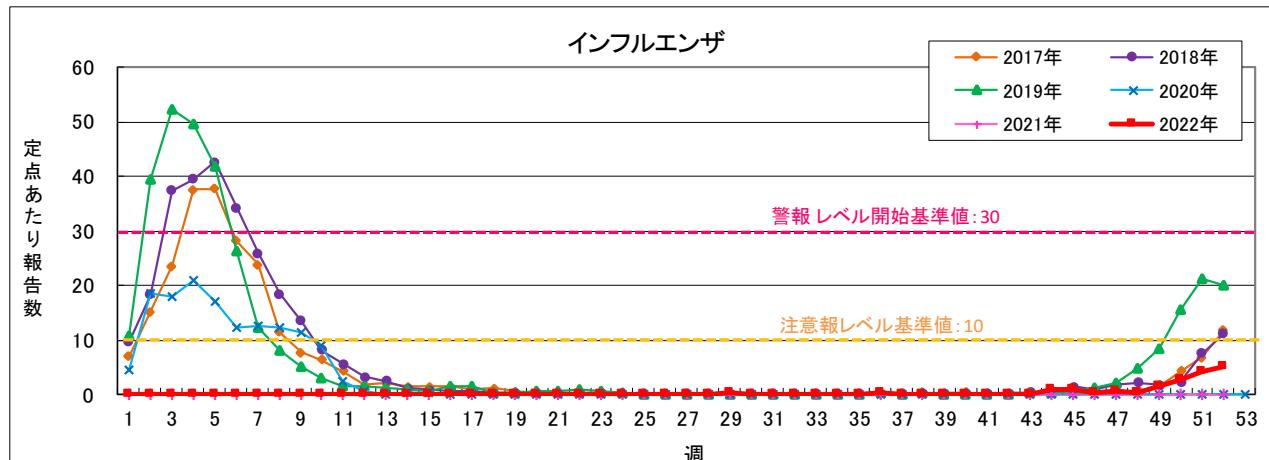
定点	疾患別 / 週別	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
インフルエンザ		0	0	0	0	0	0	1	1	4	6	2	0	0	0	1	0	6	0	3
小児科 (19)	R.Sウイルス感染症	0	4	0	1	2	1	17	47	60	94	116	149	90	63	70	87	102	103	40
	咽頭結膜熱	9	10	5	10	27	14	8	12	6	4	4	1	2	0	2	3	3	2	3
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	5	5	10	11	11	0	5	6	4	8	4	7	3	0	4	1	8	7	5
	感染性胃腸炎	66	57	82	90	115	89	71	85	86	50	55	43	39	25	39	35	35	33	24
	水痘	5	1	4	1	2	2	3	0	0	0	1	2	0	2	0	0	1	1	2
	手足口病	1	1	2	0	0	5	10	6	14	16	8	14	13	12	33	32	42	34	28
	伝染性紅斑	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	突発性発しん	3	4	3	4	2	2	2	1	1	4	2	2	5	0	0	1	5	2	4
	ヘルパンギーナ	1	0	0	0	0	0	4	2	1	2	4	2	0	5	3	11	7	9	9
	流行性耳下腺炎	0	2	0	0	1	1	1	0	1	0	0	1	1	0	0	0	1	0	2
	眼科 (5)	急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	流行性角結膜炎	0	0	1	1	1	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0
	基幹 (2)	細菌性齶膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無菌性齶膜炎	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	マイコプラズマ肺炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	クラミジア肺炎(オウム病を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	感染性胃腸炎(ロタウイルス)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

定点	疾患別 / 週別	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	R4合計	R3合計	R2合計	
インフルエンザ		0	0	0	0	1	28	22	12	20	9	40	75	118	146	496	4	4,053	
小児科 (19)	R.Sウイルス感染症	31	24	15	7	7	12	11	7	2	7	2	2	1	4	1,233	958	64	
	咽頭結膜熱	2	2	1	1	0	0	2	0	0	0	2	6	4	0	192	127	119	
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	7	6	2	6	3	9	6	3	3	4	6	5	3	5	233	251	919	
	感染性胃腸炎	25	29	24	38	33	39	49	55	72	60	60	83	100	79	3,003	2,919	1,402	
	水痘	2	3	2	3	2	10	8	5	9	3	2	3	2	1	95	67	93	
	手足口病	32	49	37	30	28	32	31	23	26	28	13	19	14	3	661	659	55	
	伝染性紅斑	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	7	40	
	突発性発しん	4	0	2	2	6	9	0	4	1	1	3	2	4	2	146	176	174	
	ヘルパンギーナ	5	9	4	10	9	4	3	5	4	2	3	4	1	2	131	231	134	
	流行性耳下腺炎	1	0	1	2	1	0	2	1	4	0	4	1	0	0	36	30	36	
	眼科 (5)	急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	流行性角結膜炎	0	0	0	1	0	0	2	0	1	0	2	0	0	0	22	21	30	
	基幹 (2)	細菌性齶膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	4	
	無菌性齶膜炎	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	6	5	
	マイコプラズマ肺炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	24	
	クラミジア肺炎(オウム病を除く)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	感染性胃腸炎(ロタウイルス)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4

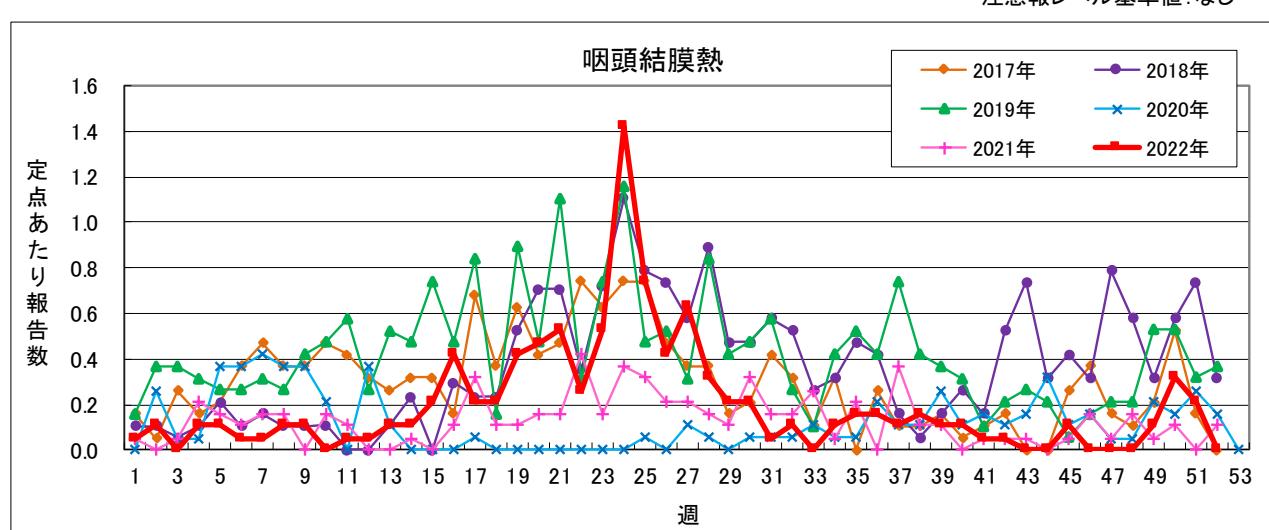
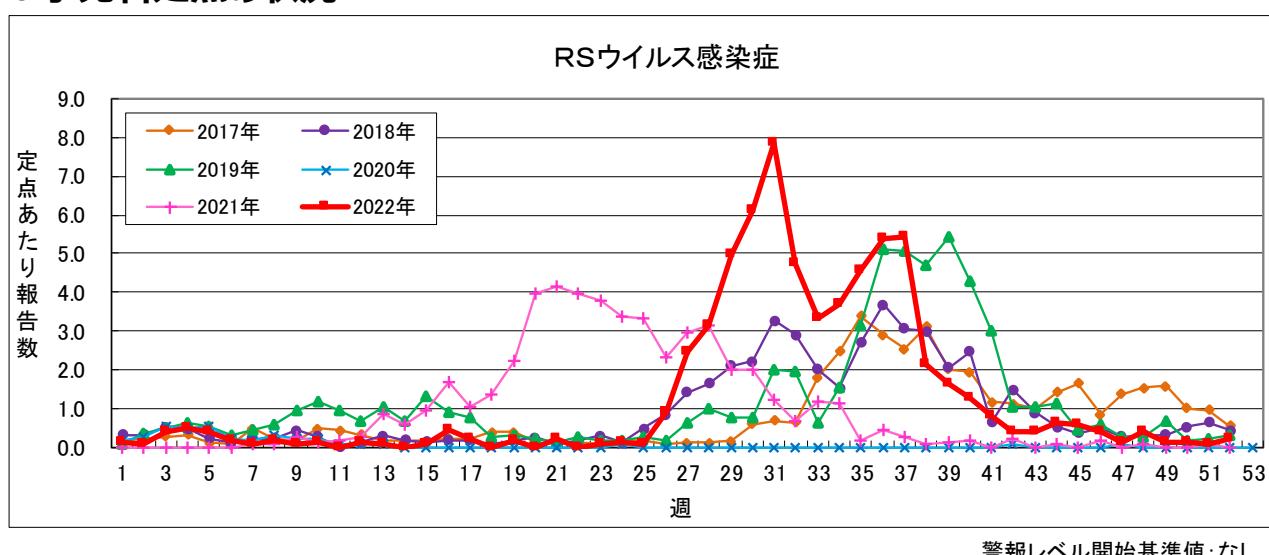
定点把握感染症における過去5年間との比較グラフ

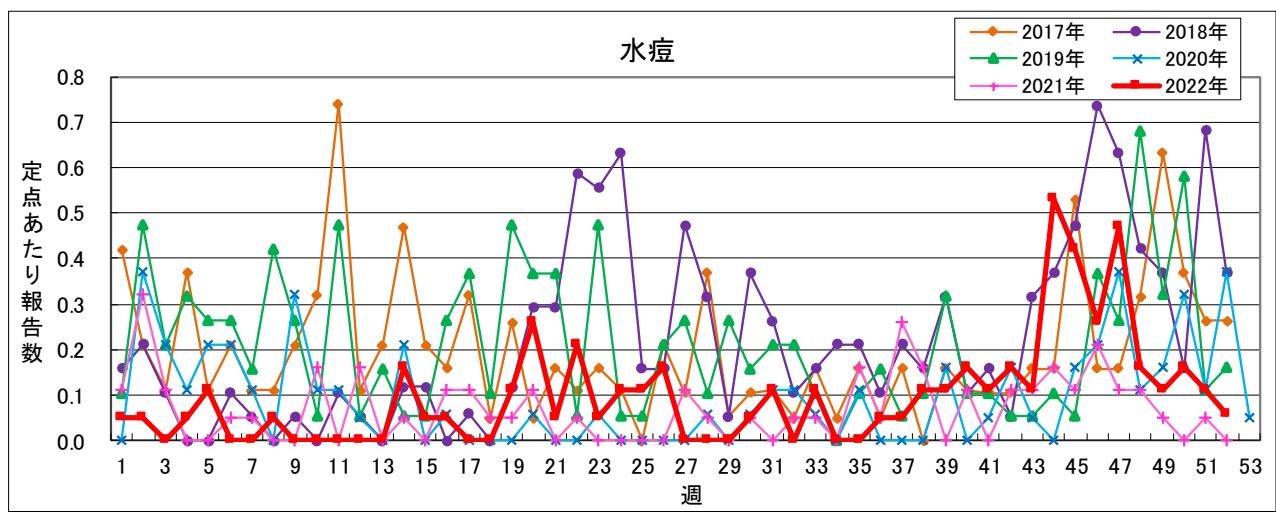
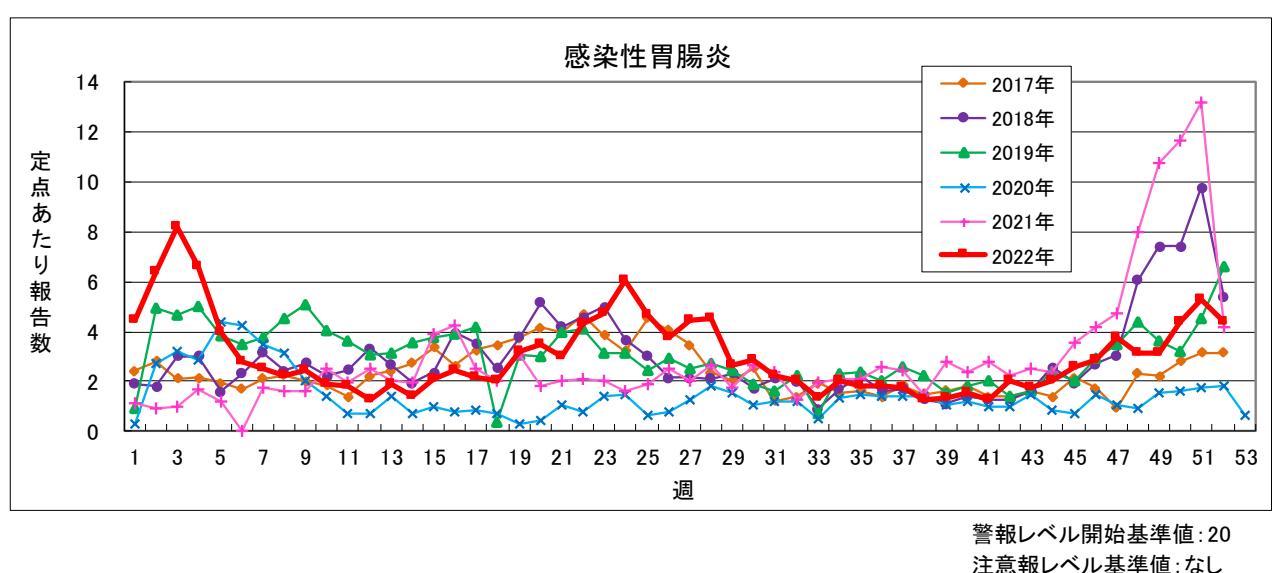
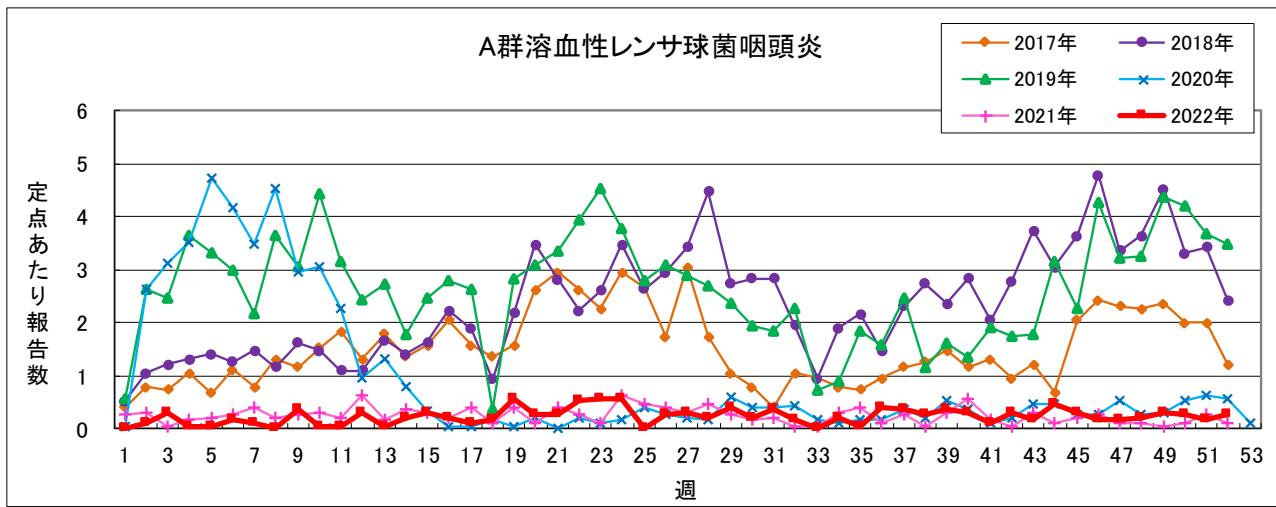
(2017年(H29)～2022年(R4))

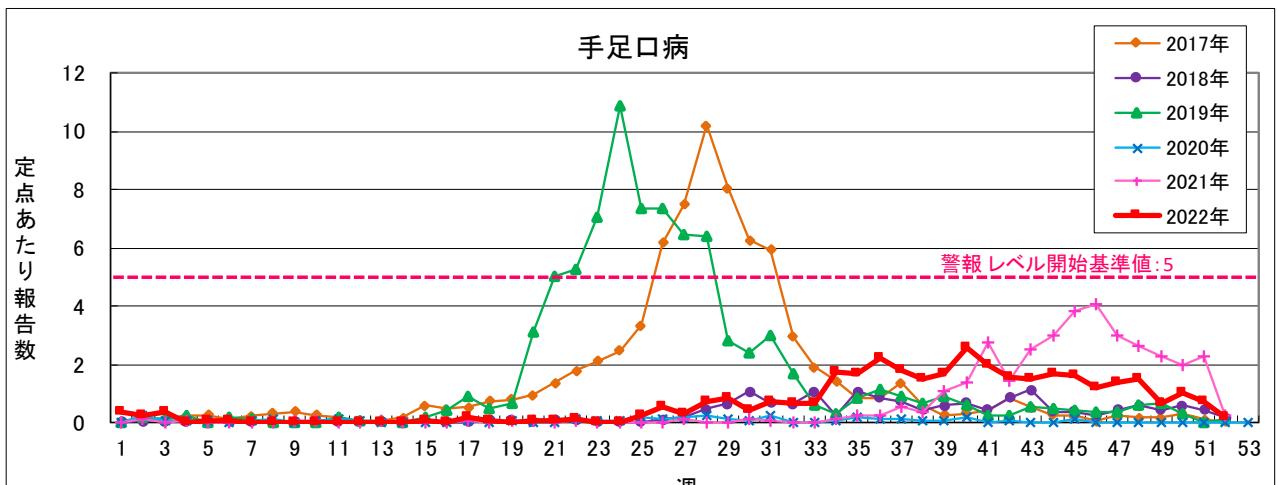
●インフルエンザ定点の状況



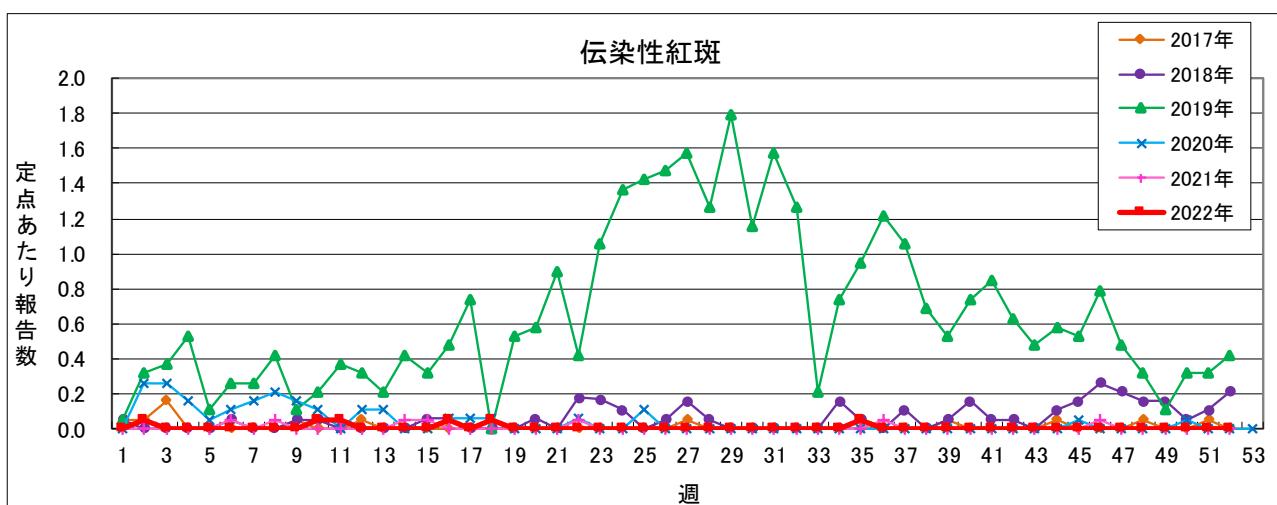
●小児科定点の状況



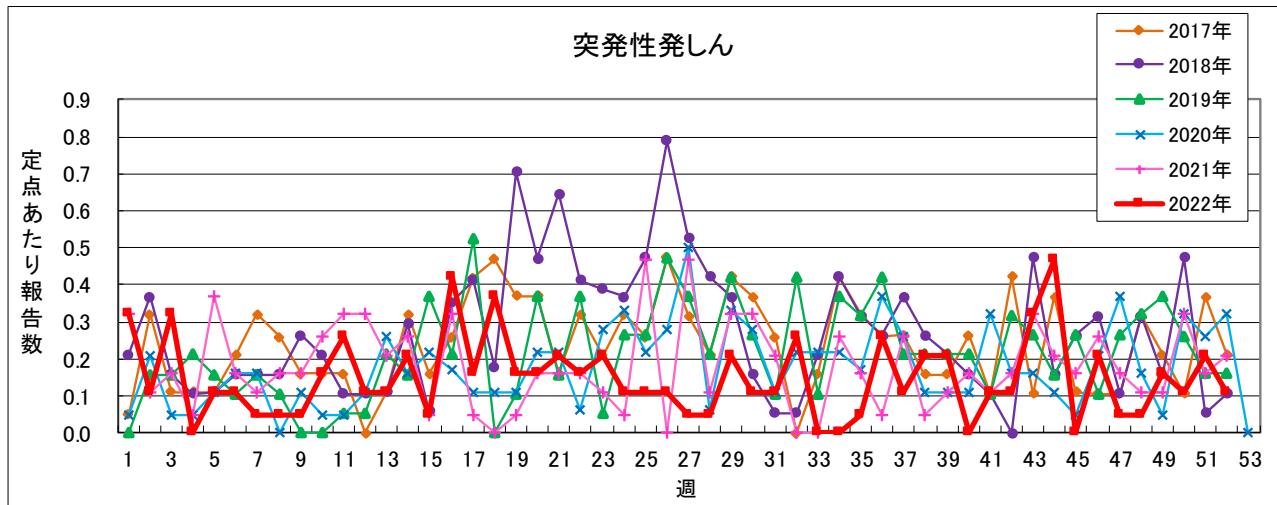




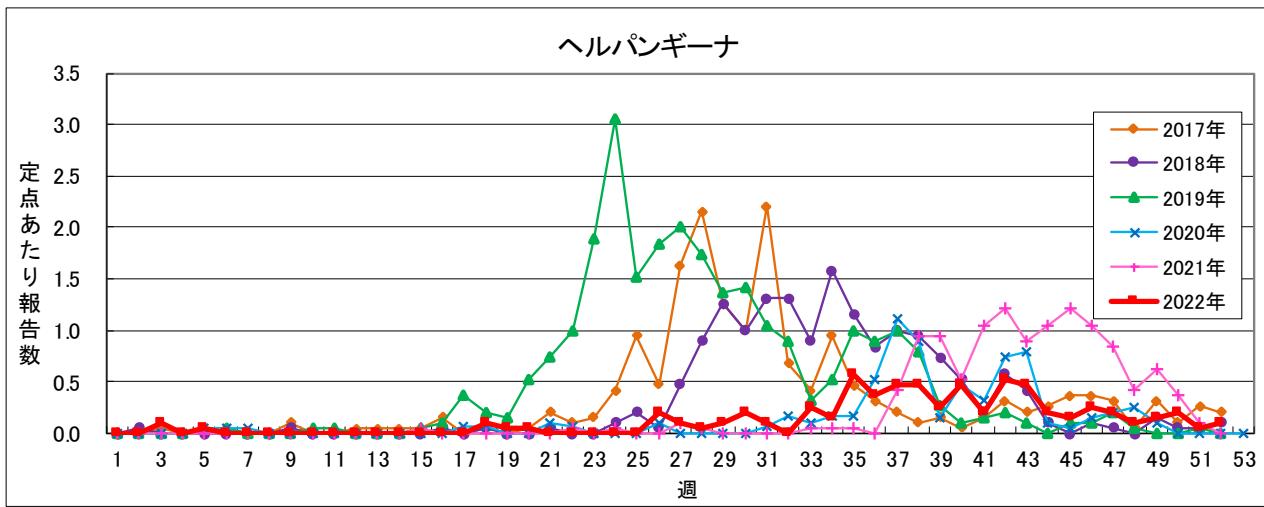
警報レベル開始基準値: 5
注意報レベル基準値: なし



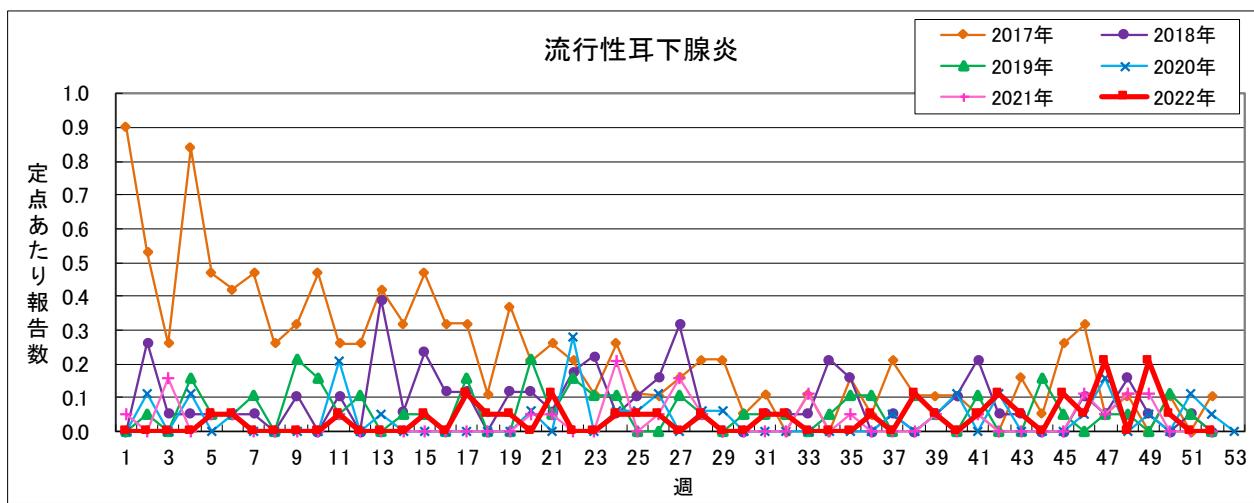
警報レベル開始基準値: 2
注意報レベル基準値: なし



警報レベル開始基準値: なし
注意報レベル基準値: なし

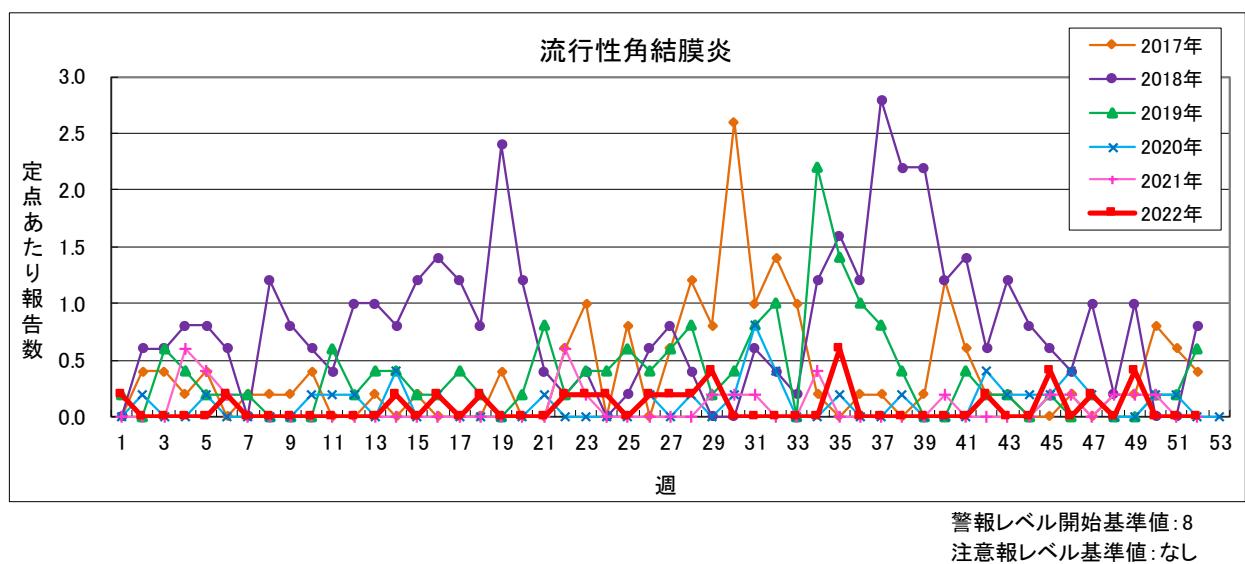
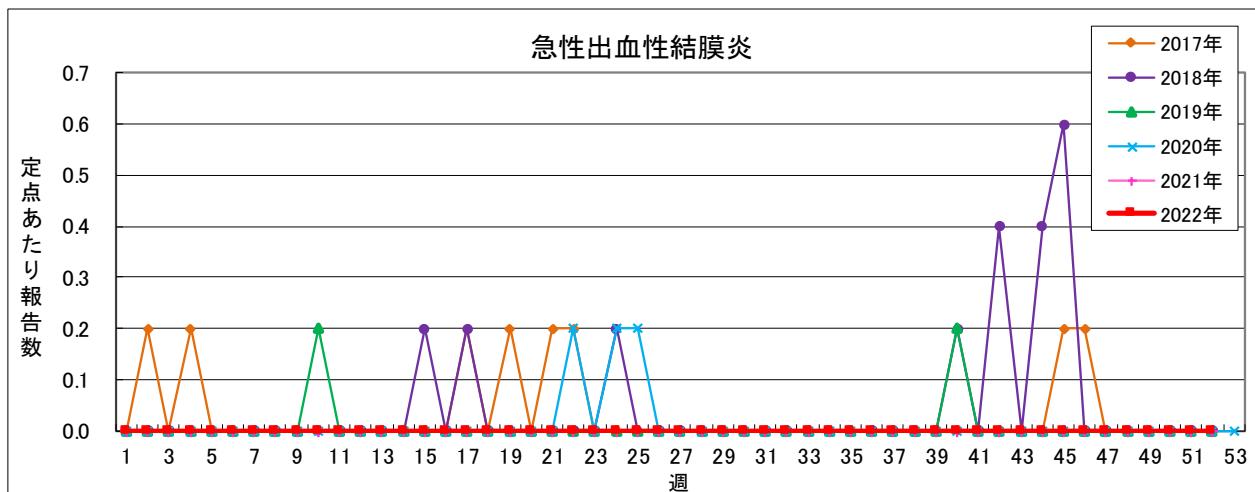


警報レベル開始基準値: 6
注意報レベル基準値: なし



警報レベル開始基準値: 6
注意報レベル基準値: 3

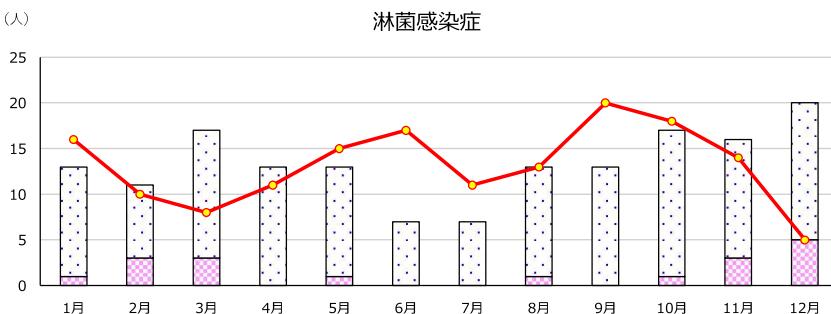
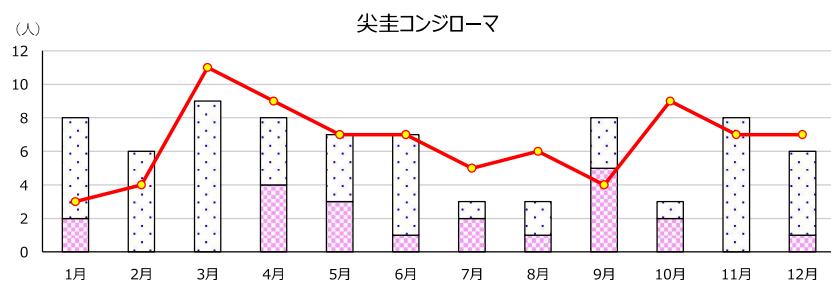
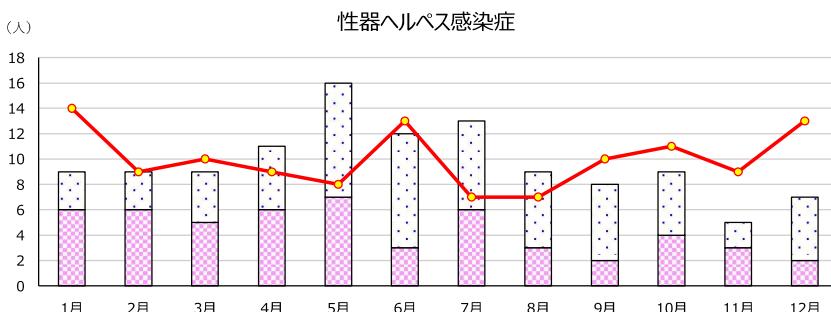
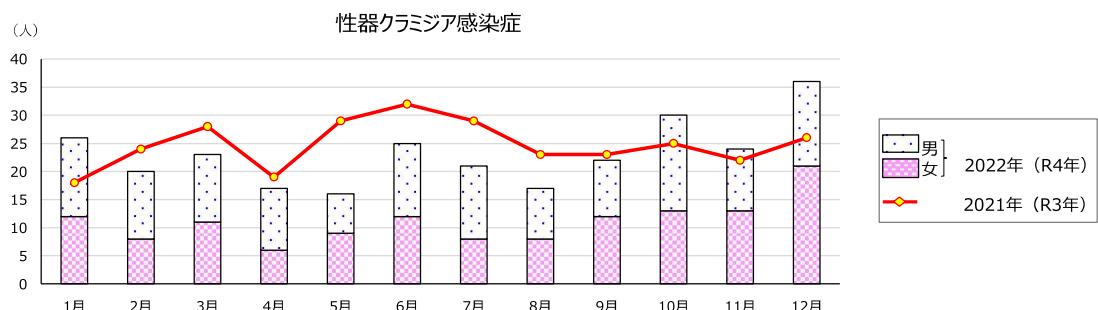
● 眼科定点の状況



令和4年定点把握感染症疾患別・月別報告数

資料1-4

令和4年 月別状況		(定点把握感染症(性感染症))														
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R4 合計	対 前年比	R3 合計
性器クラミジア 感染症	男	14	12	12	11	7	13	13	9	10	17	11	15	144	81%	177
	女	12	8	11	6	9	12	8	8	12	13	13	21	133	110%	121
	計	26	20	23	17	16	25	21	17	22	30	24	36	277	93%	298
性器ヘルペス感染症	男	3	3	4	5	9	9	7	6	6	5	2	5	64	84%	76
	女	6	6	5	6	7	3	6	3	2	4	3	2	53	120%	44
	計	9	9	9	11	16	12	13	9	8	9	5	7	117	98%	120
尖圭コンジローマ	男	6	6	9	4	4	6	1	2	3	1	8	5	55	85%	65
	女	2	0	0	4	3	1	2	1	5	2	0	1	21	150%	14
	計	8	6	9	8	7	7	3	3	8	3	8	6	76	96%	79
淋菌感染症	男	12	8	14	13	12	7	7	12	13	16	13	15	142	110%	129
	女	1	3	3	0	1	0	0	1	0	1	3	5	18	62%	29
	計	13	11	17	13	13	7	7	13	13	17	16	20	160	101%	158
合 計		56	46	58	49	52	51	44	42	51	59	53	69	630	96%	655



令和4年 月別状況	(定点把握感染症(基幹定点))															
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R4 合計	対 前年比	R3 合計	R2 合計
メチシリン耐性 黄色ブドウ球菌 感染症	4	4	3	3	5	5	3	9	10	9	9	2	66	140%	47	59
ペニシリン耐性 肺炎球菌感染症	0	0	0	1	0	2	0	4	1	1	0	1	10	333%	3	8
薬剤耐性 緑膿菌感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	増減なし	0	0
合 計	4	4	3	4	5	7	3	13	11	10	9	3	76	152%	50	67

令和4年感染症発生動向調査 ウイルス検査情報

資料1-5

令和4年感染症発生動向調査ウイルス検査 月別依頼件数

診断名（疑い）	令和4年												合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
新型コロナウイルス感染症	1,376	1,584	613	388	201	236	875	1,379	566	170	598	1,045	9,031
新型コロナウイルス感染症（変異株）	159	43	19	11	4	2	17	48	11	2	21	30	367
インフルエンザ	2	—	—	1	2	4	1	2	1	6	3	3	25
RSウイルス感染症	2	—	1	3	—	—	5	2	10	—	1	1	25
突発性発しん	—	—	1	4	3	1	2	1	1	1	—	—	14
ヘルパンギーナ	2	1	—	—	—	2	3	3	5	2	—	—	18
感染性胃腸炎	1	—	2	3	1	1	3	1	—	—	—	2	14
咽頭結膜熱	—	—	1	3	2	—	2	—	—	—	—	1	9
無菌性髄膜炎	—	—	—	—	—	—	—	1	3	1	—	1	6
脳炎/脳症	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	5
手足口病	—	1	—	—	—	2	—	—	1	1	1	—	6
伝染性紅斑	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1
水痘	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
月別合計	1,542	1,629	638	413	213	248	908	1,438	598	183	629	1,083	9,522

令和4年感染症発生動向調査 月別ウイルス検出数

検出病原体		令和4年												合計
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
SARS-CoV-2		142	220	62	32	14	1	54	135	31	47	35	116	889
SARS-CoV-2 (変異株)	452R	19	—	—	—	—	—	11	42	11	2	19	26	130
	ins214EPE	—	—	2	3	—	—	—						5
RSウイルス	A型	—	—	—	1	—	1	3	2	6	—	—	—	13
	B型	1	—	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	3
ライノウイルス		—	—	—	1	2	2	—	—	3	1	2	—	11
アデノウイルス	1型	—	—	—	—	1	—	1	—	1	—	—	—	3
	2型	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
コクサッキーウイルス	A6型	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	3
ヒトメタニーモウイルス		—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	—	3
ヒトヘルペスウイルス	6型	—	—	1	1	—	—	1	—	—	—	—	—	3
A群ロタウイルス G1 (ワクチン株)		—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1
エコーウイルス 25型		—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1
エンテロウイルス D68		—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1
サボウイルス G II		—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1
月別合計		162	220	66	38	17	4	73	179	57	52	57	143	1,068

令和4年感染症発生動向調査 診断名別ウイルス検出数

診断名		新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症(変異株)	インフルエンザ	RSウイルス感染症	突発性発しん	ヘルパンギーナ	感染性胃腸炎	無菌性髄膜炎	手足口病	合計
検出病原体											
SARS-CoV-2		889	—	—	—	—	—	—	—	—	889
SARS-CoV-2 (変異株)	452R	—	130	—	—	—	—	—	—	—	130
	ins214EPE	—	5	—	—	—	—	—	—	—	5
RSウイルス	A型	—	—	1	9	2	1	—	—	—	13
	B型	—	—	—	3	—	—	—	—	—	3
ライノウイルス		—	—	8	—	—	2	—	—	1	11
アデノウイルス	1型	—	—	—	—	1	1	—	1	—	3
	2型	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1
	6型	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
	7型	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
コクサッキーウイルス	A6型	—	—	—	—	—	—	—	2	1	3
ヒトメタニューモウイルス		—	—	1	1	—	1	—	—	—	3
ヒトヘルペスウイルス	6型	—	—	—	—	3	—	—	—	—	3
A群ロタウイルス G1 (ワクチン株)		—	—	—	—	—	—	1	—	—	1
エコーウィルス 25型		—	—	—	—	—	1	—	—	—	1
エンテロウイルス D68		—	—	—	—	—	1	—	—	—	1
サポウイルス G II		—	—	—	—	—	—	1	—	—	1
月別合計		889	135	11	13	6	7	2	3	2	1,068

令和 4 年感染症発生動向調査 細菌検査情報

○堺市内で届出のあった感染症の病原菌検出状況

令和 4 年に堺市内で届出のあった感染症のうち、当所で検出または確認した病原菌は以下のとおりである。

三類感染症

・腸管出血性大腸菌感染症：当所で分離および医療機関より分与された 12 株の検出状況の内訳を表 1 に示した。

表 1 腸管出血性大腸菌検出状況

血清群	VT型	感染者数	HUS
O157:H7	1&2	6	0
O157:H7	2	5	0
O157:Hg7	1	1	0
合計		12	0

※PCR法により決定したH血清群はHgと表記

五類感染症

・カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症：医療機関より分与された 16 株の菌種およびカルバペネマーゼ遺伝子保有状況を表 2 に示した。IMP 型のカルバペネマーゼ遺伝子を 1 株検出した。

・バンコマイシン耐性腸球菌感染症：医療機関より分与された 1 株の菌種およびバンコマイシン耐性遺伝子保有状況を表 3 に示した。VanB 型のバンコマイシン耐性遺伝子を検出した。

表 2 カルバペネム耐性腸内細菌目細菌検出状況

菌種	株数合計	カルバペネマーゼ遺伝子型	
		IMP型	検出されず
<i>Klebsiella aerogenes</i>	7	0	7
<i>Escherichia coli</i>	4	1	3
<i>Klebsiella pneumoniae</i>	3	0	3
<i>Serratia marcescens</i>	1	0	1
<i>Enterobacter cloacae</i>	1	0	1
合計	16	1	15

表 3 バンコマイシン耐性腸球菌検出状況

菌種	株数合計	遺伝子型	
		VanB型	検出されず
<i>Enterococcus faecium</i>	1	1	0

堺市感染症発生動向調査事業実施要綱

(趣旨及び目的)

第1条 この要綱は、感染症の患者情報及び病原体に関する情報につき一元的かつ正確な収集及び分析を行い、その結果を市民に公開し、及び医療機関へ提供することにより、感染症の予防及び蔓延の防止を図るため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第3章の規定、及び、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査事業の施行について」（平成11年3月19日健医発第458号）における「感染症発生動向調査事業実施要綱」に基づき実施する感染症発生動向調査等について必要な事項を定める。

(対象感染症)

第2条 本事業の対象となる感染症は、次のとおりとする。

1 全数把握対象感染症

[一類感染症]

- (1) エボラ出血熱、(2) クリミア・コンゴ出血熱、(3) 痘そう、(4) 南米出血熱、(5) ペスト、
(6) マールブルグ病、(7) ラッサ熱

[二類感染症]

- (8) 急性灰白髄炎、(9) 結核、(10) ジフテリア、(11) 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、(12) 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、(13) 鳥インフルエンザ（H5N1）、(14) 鳥インフルエンザ（H7N9）

[三類感染症]

- (15) コレラ、(16) 細菌性赤痢、(17) 腸管出血性大腸菌感染症、(18) 腸チフス、(19) パラチフス

[四類感染症]

- (20) E型肝炎、(21) ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む。）、(22) A型肝炎、(23) エキノックス症、(24) エムポックス、(25) 黃熱、(26) オウム病、(27) オムスク出血熱、(28) 回帰熱、(29) キヤサヌル森林病、(30) Q熱、(31) 狂犬病、(32) コクシジオイデス症、(33) ジカウイルス感染症、(34) 重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）、(35) 腎症候性出血熱、(36) 西部ウマ脳炎、(37) ダニ媒介脳炎、(38) 炭疽、(39) チクングニア熱、(40) つつが虫病、(41) デング熱、(42) 東部ウマ脳炎、(43) 鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9を除く。）、(44) ニパウイルス感染症、(45) 日本紅斑熱、(46) 日本脳炎、(47) ハンタウイルス肺症候群、(48) Bウイルス病、(49) 鼻疽、(50) ブルセラ症、(51) ベネズエラウマ脳炎、(52) ヘンドラウイルス感染症、(53) 発しんチフス、(54) ボツリヌス症、(55) マラリア、(56) 野兎病、(57) ライム病、(58) リッサウイルス感染症、(59) リフトバレー熱、(60) 類鼻疽、(61) レジオネラ症、(62) レプトスピラ症、(63) ロッキー山紅斑熱

[五類感染症（全数）]

(64) アメーバ赤痢、(65) ウィルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、(66) カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症、(67) 急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）、(68) 急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）、(69) クリプトスピロジウム症、(70) クロイツフェルト・ヤコブ病、(71) 劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(72) 後天性免疫不全症候群、(73) ジアルジア症、(74) 侵襲性インフルエンザ菌感染症、(75) 侵襲性髄膜炎菌感染症、(76) 侵襲性肺炎球菌感染症、(77) 水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）、(78) 先天性風しん症候群、(79) 梅毒、(80) 播種性クリプトコックス症、(81) 破傷風、(82) バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(83) バンコマイシン耐性腸球菌感染症、(84) 百日咳、(85) 風しん、(86) 麻しん、(87) 薬剤耐性アシネットバクター感染症

[新型インフルエンザ等感染症]

(113) 新型インフルエンザ、(114) 再興型インフルエンザ、(115) 新型コロナウィルス感染症、(116) 再興型コロナウィルス感染症

[指定感染症]

該当なし

2 定点把握対象感染症

[五類感染症（定点）]

(88) R S ウィルス感染症、(89) 咽頭結膜熱、(90) インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、(91) A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(92) 感染性胃腸炎、(93) 急性出血性結膜炎、(94) クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、(95) 細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。）、(96) 新型コロナウィルス感染症（病原体がベータコロナウィルス属のコロナウィルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）、(97) 水痘、(98) 性器クラミジア感染症、(99) 性器ヘルペスウィルス感染症、(100) 尖圭コンジローマ、(101) 手足口病、(102) 伝染性紅斑、(103) 突発性発しん、(104) ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、(105) ヘルパンギーナ、(106) マイコプラズマ肺炎、(107) 無菌性髄膜炎、(108) メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(109) 薬剤耐性綠膿菌感染症、(110) 流行性角結膜炎、(111) 流行性耳下腺炎、(112) 淋菌感染症

[法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症（定点）]

(117) 発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。

3 法第14条第8項の規定に基づく把握の対象

(118) 発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と判断することができないと判断し、都道府県知事が指定届出機関以外の病院又は診療所の医師に法第14条第8項に基づき届出を求めたもの。

4 その他、新たな感染症の発生により、厚生労働省より通知があるなど、調査が必要と判断された場合は、対象に追加し実施する。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は堺市とする。

(実施体制)

第4条 情報処理の総合的かつ円滑な推進を図るため、次の体制により実施する。

(1) 堺市感染症情報センター

次の事項を実施するため、堺市衛生研究所に堺市感染症情報センターを置く。

- ① 中央感染症情報センター（国立感染症研究所感染症疫学センター）との連絡調整
- ② 堺市内における患者情報、疑似症情報及び病原体情報（検査情報を含む。以下同じ。）の収集・分析
- ③ 都道府県情報及び全国情報と併せ、②より得られた情報等の関係医師会等関係機関への提供・公開

(2) 検査施設

本事業に係る検査施設は、堺市衛生研究所とする。検査施設は、病原体等検査の業務管理要領に基づき検査を実施し、検査の信頼性確保に努めることとする。

(3) 指定届出機関及び指定提出機関（定点）

定点把握の対象感染症について、患者情報、疑似症情報及び病原体の分離等の検査情報を収集するため、患者定点、疑似症定点及び病原体定点を一般社団法人大阪府医師会その他関係機関と協力し、それぞれ堺市内の医療機関の中から選定する。

① 患者定点

対象感染症の患者発生状況を地域的に把握するため、人口及び医療機関の分布等を勘案の上、厚生労働省の示す基準に準拠し、概ね次のとおり選定する。

小児科定点	19か所
インフルエンザ定点（小児科定点と内科定点）	29か所
新型コロナウイルス感染症定点（小児科定点と内科定点）	29か所
眼科定点	5か所
性感染症定点	7か所
基幹定点	2か所

② 病原体定点

病原体の分離等検査情報を収集するため、次の点に留意して医療機関の中から選定する。

- (ア) 原則として、患者定点として選定された医療機関の中から選定する。
 - (イ) 小児科定点、インフルエンザ定点、及び眼科定点の各々について、概ね10%を病原体定点とする。
 - (ウ) すべての基幹定点を病原体定点とする。
- (エ) インフルエンザ病原体定点（指定提出機関）の選定にあたっては、小児科定点及び内科定点それぞれから、10%以上を目安として選定する。

③ 疑似症定点

疑似症の発生状況を地域的に把握するため、人口及び医療機関の分布等を勘案の上、厚生労働省の示す基準に準拠し、疑似症定点を設置する。

(4) 堺市感染症発生動向調査委員会

感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報の提供及び分析についての調査審議を行うため、「堺市感染症発生動向調査委員会」を設置する。

(実施方法)

第5条 本事業の実施にあたっては、オンラインシステム（感染症サーベイランスシステム）を用い、次の方法により実施する。

ただし、本条（1）、（3）、（5）においては、感染症サーベイランスシステムの入力環境が整うまでの間、保健所の定める方法により届出を行うものとする。

（1）診断又は検案した医師

一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2条の(75)、(85)及び(86)）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の患者等を診断し、及び当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した医師は、別に定める基準に基づき直ちに該当する感染症の患者等の情報の届出を行う。

全数把握対象の五類感染症（第2条の(75)、(85)及び(86)を除く。）の患者等を診断し、及び当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した医師は、別に定める基準に基づき診断後7日以内に該当する感染症の患者等の情報の届出を行う。

（2）全数把握対象感染症の検体等を所持している医療機関等

保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供について、依頼又は命令を受けた場合にあつては、検体等について、別記様式の検査票を添付して提供する。

（3）患者定点となる医療機関

患者定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時ににおける主として臨床診断の結果をもって、患者発生状況の把握を行うものとする。

患者情報のうち、小児科定点（第2条の(88)、(89)、(91)、(92)、(97)、(101)～(103)、(105)及び(111)）、インフルエンザ定点（第2条の(90)）、新型コロナウイルス感染症定点（第2条の(96)）、眼科定点（第2条の(93)及び(110)）、基幹定点（第2条の(90)、(92)、(94)、(95)、(96)、(106)及び(107)）の患者情報については1週間（月曜日から日曜日まで）を調査単位とし、該当する定点の届出基準に基づき報告をする。

なお、基幹定点において、第2条の(92)の届出基準は小児科定点と異なり病原体がロタウイルスであるものに限ること、第2条の(90)及び(96)の届出基準はインフルエンザ定点及び新型コロナウイルス感染症定点と異なり入院患者に限定されることに留意すること。

性感染症定点（第2条の(98)～(100)及び(112)）及び、基幹定点（第2条の(104)、(108)及び

(109)) の患者情報については 1 か月を調査単位とし、該当する定点の届出基準に基づき報告をする。

(4) 病原体定点となる医療機関

病原体定点として選定または指定された医療機関は、厚生労働省の示す基準に準拠して、検体を採取し、別記様式の検査票を添えて検査施設（堺市衛生研究所）へ提供する。原則として調査単位は 1 か月とするが、第 2 条の(90)については、定点あたり報告数が 1 を超える時期には、1 週間を調査単位とする。

(5) 疑似症定点となる医療機関

疑似症定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、診療時における別に定める届出基準により、直ちに疑似症発生状況等の把握を行い、報告する。

(6) 保健所

- ① 管内の医療機関から届出のあった患者情報を、遅滞なく堺市感染症情報センターに報告する。
- ② 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び五類感染症（全数）の当該患者を診断した医師から届出があった場合など、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認める場合には、病原体の検査を堺市衛生研究所に依頼する。堺市衛生研究所で実施することが困難なもの等については、必要に応じて、他の地方衛生研究所又は国立感染症研究所に検査を依頼する。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて堺市衛生研究所と協議する。
- ③ 医療機関等に検体等の提供を依頼し、その求めに応じない場合は勧告することができる。検体採取に際しては、患者に説明し、その同意を得ることが望ましい。
- ④ 堺市感染症情報センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。

(7) 堺市衛生研究所

- ① 感染症のまん延を防止するため、保健所より依頼のあった病原体の検体等を検査し、その結果を保健所を経由して、診断した医師に通知する。検査のうち、堺市衛生研究所で実施することが困難なもの等については、必要に応じて他の地方衛生研究所又は国立感染症研究所に検査を依頼する。
- ② 病原体定点より提供された検体を検査し、その結果を病原体定点に通知する。

(8) 堺市感染症情報センター

- ① 管内の患者定点及び保健所から得られた患者情報を収集し、中央感染症情報センターへ報告する。
- ② 管内の患者定点から得られた患者情報の集計や検査情報を大阪府全体の解析評価結果と合わせて速やかに週報として、また、性感染症の患者情報の集計及び解析結果については、月報として定点医療機関、保健所等の関係機関へ還元する。
- ③ 前項の①及び②により検査された検査情報、管内病原体定点で採取の検査情報を中央感染症情報センターに報告する。

(その他)

第6条 本実施要綱に定める事項以外の内容については、必要に応じて所管部長が定めることとする。

附 則

この要綱は、平成 11 年 8 月 1 日から施行する。

— 中略 —

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 25 日から施行する。

堺市感染症発生動向調査委員会規則

平成 25 年 3 月 19 日

規則第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、堺市附属機関の設置等に関する条例（平成 25 年条例第 4 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、堺市感染症発生動向調査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(委員の構成)

第 2 条 条例第 3 条第 2 項に規定する委員の委嘱又は任命は、次に掲げる者のうちから行うものとする。

(1) 学識経験者

(2) 医師

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が適當と認める者

(会長及び副会長)

第 3 条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、委員（議事に關係のある特別委員を含む。次項、次条及び第 7 条第 1 項において同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第 5 条 会長は、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない事由のある場合は、事案の内容を記載した文書を委員に回付し、その意見を聴取し、又は賛否を聞くことにより、会議に代えることができる。

(関係者の出席)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、議事に關係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開等)

第7条 会議は、公開するものとする。ただし、会長は、会議の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は出席委員の過半数の同意があるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 堺市情報公開条例（平成14年条例第37号）第7条各号に掲げる情報について審議するとき。

(2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないとき。

2 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、市長が別に定める。

(会議録)

第8条 会長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議に出席した委員、特別委員及び専門委員の氏名

(3) 議事の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(守秘義務)

第9条 委員会の委員、特別委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 第6条の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、衛生研究所において行う。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮つて定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる委員会の招集は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

附 則（令和4年1月28日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

堺市感染症発生動向調査委員会委員名簿

令和5年4月1日現在

(敬称略順不同)

	氏 名	所 屬
小児科	川上展弘	地方独立行政法人 堺市立病院機構 堺市立総合医療センター
	沖永剛志	社会医療法人 生長会 ベルランド総合病院
	中尾治義	堺市医師会 中尾内科クリニック
	八木和郎	堺市医師会 小児科八木医院
内科	露口一成	独立行政法人 国立病院機構 近畿中央呼吸器センター
	杉本親寿	堺市医師会 すぎもと内科クリニック
産婦人科	谷和光	堺市医師会 たにわレディースクリニック
泌尿器科	池上雅久	堺市医師会 池上医院
皮膚科	藤本美穂	堺市医師会 皮膚科眼科くめクリニック
疫学	速水真紀	東保健センター
	柴田仙子	中保健センター
	西本夕紀	堺保健センター

参考資料4

堺市内感染症発生動向調査指定届出医療機関一覧

令和4年12月1日現在

	医療機関名	所在地
内科	森クリニック	美原区大保16-1
	白畠内科	西区鳳西町3-3-9
	やまさき内科・胃腸科クリニック	西区鳳中町2-31-6 アカイビル1F
	中野医院	南区三原台3-39-20
	杉山クリニック	中区深井沢町3294
	大阪労災病院 内科	北区長曾根町1179-3
	秀峰会 岡原診療所	東区日置荘原寺町43-1
	藤田医院	北区南花田町302-14
	(地独) 堺市立病院機構	西区家原寺町1丁1番1号
	堺市立総合医療センター 内科	西区家原寺町1丁1番1号
小児科	たちばな内科クリニック	堺区緑ヶ丘南町3丁2-18
	樋上小児科	西区鳳東町2-164-5
	村上小児科クリニック	東区北野田1084 ベルヒル北野田メディカルモール内
	明和会 八木医院	南区高倉台3-3-2
	いしいこどもクリニック	西区上野芝町2-3-18 上野芝クリニックモール3階
	医真会 あかざわ小児科	南区御池台3-2-4
	上野内科・小児科クリニック	堺区南三国ヶ丘町1丁1-13
	あさだこどもクリニック	中区福田1100-67
	将正会 山口こどもクリニック	南区鶴谷台2-1-5 サンア2番館2階
	かなざきこどもクリニック	中区土塔町3327番地
	ベルランド総合病院小児科	中区東山500-3
	一隅会 川上クリニック	北区北花田町4-99-15
	大阪労災病院 小児科	北区長曾根町1179-3
	いけだこどもクリニック	北区北花田町4-45-40
	ぐんぐんキッズクリニック	北区中百舌鳥町2丁21大休ビル1階
	同仁会 みみはらファミリークリニック	北区蔵前町3-5-47
眼科	(医) たけなかキッズクリニック	堺市北区長曾根町1467番地1 メディカルエイトワンビル2F
	(地独) 堺市立病院機構	西区家原寺町1丁1番1号
	堺市立総合医療センター 小児科	西区家原寺町1丁1番1号
	石村小児科医院	堺区向陵東町2-2-11
	同仁会 みみはら高砂クリニック	堺区高砂町4-109-2
	当麻眼科医院	北区金岡町893
	武田眼科	東区日置荘西町1-47-17
STD	(地独) 堺市立病院機構	西区家原寺町1丁1番1号
	堺市立総合医療センター 眼科	西区家原寺町1丁1番1号
	米寿会 米本眼科	堺区香ヶ丘町1-3-5
	山田眼科医院	北区百舌鳥赤畠町4-254-1
	はしもとクリニック	西区上野芝向ヶ丘町5丁6番26号
基幹	(医) 大貴会	北区中百舌鳥町2-39
	もり泌尿器科クリニック	クリスタルなかもず502
	児玉泌尿器科	堺区三国ヶ丘御幸通8三国ヶ丘ビル4F
	たにわレディースクリニック	堺区三国ヶ丘御幸通2-1谷和ビル5階
	大槻レディースクリニック	南区茶山台1-2-4 パンジョ西館3階
	医療法人浩英会	堺市南区鶴谷台2-1-3
	もりもと泌尿器科クリニック	光明池アクト2階
	今井医院	堺市北区百舌鳥赤畠町4丁343-5
疑似症	ベルランド総合病院	中区東山500-3
	(地独) 堺市立病院機構	西区家原寺町1丁1番1号
	堺市立総合医療センター	西区家原寺町1丁1番1号

堺市感染症発生動向調査事業資料

令和4年 [2022年] 版

2023年12月 発行

編集

堺市衛生研究所内 堺市感染症情報センター

〒590-0953 堺市堺区甲斐町東3丁2番8号

TEL : 072-238-1848 FAX : 072-227-9991

e-mail: eiken@city.sakai.lg.jp
